

症例報告を含む医学論文・学術研究発表における患者プライバシー保護に関する指針

医療を実施するに際して患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務です。一方で、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしています。医学論文あるいは学術・研究会において発表される症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが通常ですが、その際、プライバシー保護に十分配慮し、患者が特定されないよう留意しなければなりません。

高知医療センターでは、外科関連学会協議会において採択された指針に基づき、症例報告を含む医学論文・学会研究会における学術発表において、個人情報保護に関する指針を以下のように定めます。

1. 患者個人の特定可能な氏名、ID 番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。年齢は〇歳代と記載することが望ましい。
2. 患者の住所は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態等に関する場合は区域までに限定して記載することを可とする。(高知県、高知市など)
3. 日付は、臨床過程を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までの記載を可とする。経過は第〇病日と記載することが望ましい。
4. 他の情報と診療科名を照会することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
5. 既に他病院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送先の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
6. 顔写真を提供する際には目を隠す。眼疾患の場合には、顔全体がわからないよう眼球のみの拡大写真とする。
7. 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
8. 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性がある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得るか、または倫理委員会の承認を得る。
9. 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省および経済産業省）による規定を遵守する。
10. 上記の他、特定疾患などにおいて個別の匿名化の基準があればそれに従う。